

平成 30 年第 5 回岐阜県議会定例会提出議案（条例その他）

（平成 30 年 12 月 5 日）

議第 128 号 知事及び副知事の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

- 1 知事、副知事、教育長、県議会議員及び常勤の監査委員の期末手当の支給割合を次のとおり 0.05 月分引き上げるとともに、6 月期と 12 月期の支給割合を均等にする。

※ 期末手当の算定方法：基準日（6 月 1 日又は 12 月 1 日）の給料月額×1.2×支給割合

現 行	改 定 後	備 考
4. <u>25</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6\text{月} : 2.\underline{05}\text{月} \\ 12\text{月} : 2.\underline{20}\text{月} \end{array} \right)$	4. <u>30</u> 月 $\left(\begin{array}{l} 6\text{月} : 2.\underline{15}\text{月} \\ 12\text{月} : 2.\underline{15}\text{月} \end{array} \right)$	※ 平成30年度は、12月期で調整 $\left(\begin{array}{l} 6\text{月} : 2.05\text{月} \\ 12\text{月} : 2.\underline{25}\text{月} \end{array} \right)$

- 2 その他所要の規定の整理を行う。

（1のうち平成30年度分は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から、その他は平成31年4月1日から施行）

議第 1 2 9 号 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例について

[担当課：人事課]

1 岐阜県人事委員会の平成 3 0 年 1 0 月 1 2 日付けの給与についての勧告に鑑み、次のとおり所要の規定の整備を行う。

(1) 行政職給料表について、若年層に重点を置いて平均 0. 1 6 % (5 7 6 円) 引き上げる。また、その他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引き上げる。

(2) 医師・歯科医師の初任給調整手当について、支給月額の上限額を 4 0 0 円引き上げる(改定後：3 6 8 , 8 0 0 円)。

(3) 勤勉手当及び期末手当について、支給割合を次のとおり 0. 0 5 月分引き上げる。

区 分	現 行	改 定 後	備 考
一般職員 (勤勉手当)	1. 8 0 月 〔 6 月 : 0. 9 0 月 12 月 : 0. 9 0 月 〕	1. 8 5 月 〔 6 月 : 0. 9 2 5 月 12 月 : 0. 9 2 5 月 〕	※ 平成30年度は、 12月期で調整 〔 6 月 : 0. 9 0 月 12 月 : 0. 9 5 月 〕
管理・監督職員 (勤勉手当)	2. 2 0 月 〔 6 月 : 1. 1 0 月 12 月 : 1. 1 0 月 〕	2. 2 5 月 〔 6 月 : 1. 1 2 5 月 12 月 : 1. 1 2 5 月 〕	※ 平成30年度は、 12月期で調整 〔 6 月 : 1. 1 0 月 12 月 : 1. 1 5 月 〕
任期付研究員・ 任期付職員 (期末手当)	3. 3 0 月 〔 6 月 : 1. 6 5 月 12 月 : 1. 6 5 月 〕	3. 3 5 月 〔 6 月 : 1. 6 7 5 月 12 月 : 1. 6 7 5 月 〕	※ 平成30年度は、 12月期で調整 〔 6 月 : 1. 6 5 月 12 月 : 1. 7 0 月 〕

(4) 期末手当の 6 月期と 1 2 月期の支給割合を均等にする。

区 分	現 行	改 定 後
一般職員	2. 6 0 月 〔 6 月 : 1. 2 2 5 月 12 月 : 1. 3 7 5 月 〕	2. 6 0 月 〔 6 月 : 1. 3 0 月 12 月 : 1. 3 0 月 〕
管理・監督職員	2. 2 0 月 〔 6 月 : 1. 0 2 5 月 12 月 : 1. 1 7 5 月 〕	2. 2 0 月 〔 6 月 : 1. 1 0 月 12 月 : 1. 1 0 月 〕

(5) 宿日直手当について、支給上限額を次のとおり引き上げる。

勤務の内容	支給上限額（勤務1回につき）	
	現 行	改 定 後
通常の宿日直勤務	4, 2 0 0 円	4, 4 0 0 円
入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務	2 0, 0 0 0 円	2 1, 0 0 0 円
その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務	7, 2 0 0 円	7, 4 0 0 円

2 特殊勤務手当のうち、夜間看護等手当（※）について、勤務1回当たりの支給上限額を500円引き上げる（改定後：7, 300円）。

※ 看護師等の夜間の勤務に対する手当

（1（3）（平成30年度分を除く。）及び（4）は平成31年4月1日から、その他は公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行）

議第130号 岐阜県中小企業資金融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：商業・金融課]

産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

議第131号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：畜産課]

農業災害補償法施行規則の全部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

議第132号 伊自良川橋上部工事の請負契約の変更について

[担当課：都市整備課]

交通誘導員の減少等に伴い、契約金額を減額する。

契約金額	変更前	1, 825, 200, 000円
	変更後	1, 776, 183, 120円
		(△49, 016, 880円)

※ 当初の契約内容

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 安部日鋼・昭和特定建設工事共同企業体 |
| 2 | 工事の場所 | 都市計画道路長良糸貫線
岐阜市正木地内 |
| 3 | 工事の概要 | 橋りょう上部工
延長 208.00メートル
幅員 23.30メートル |
| 4 | 契約年月日 | 平成27年12月24日 |

議第133号 障がい者総合就労支援センター建築工事の請負契約について

[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 障がい者総合就労支援センター建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 692,280,000円
- 4 契約の相手方 大日本・岐建特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市学園町地内
- 6 工事の概要 本館棟
鉄筋コンクリート造3階建
延べ面積2,869.71平方メートル
車庫
鉄骨造平屋建
延べ面積76.65平方メートル
渡り廊下
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積35.38平方メートル
自転車置場
アルミニウム合金造平屋建
延べ面積8.20平方メートル
ポンプ室
鉄骨造平屋建
延べ面積5.00平方メートル

議第 1 3 4 号 土地の無償貸付けについて

[担当課：警察本部装備施設課]

- 1 無償で貸し付ける理由 民間資金を活用して警察職員宿舍を整備し、及び管理するため
- 2 貸し付ける土地の概要 所在地 岐阜市大福町5丁目13番1ほか2筆
地 目 宅地
面 積 2, 5 9 3 . 0 4 平方メートル
- 3 貸 付 け の 相 手 方 愛知県名古屋市東区東桜1丁目13番3号
セキスイハイム中部株式会社
- 4 貸 付 期 間 平成31年7月8日から平成61年7月7日まで

議第135号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町門入字立石谷1699番2ほか26筆
- 2 取得予定面積 6,424,883.81平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、6,424,883.81平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、112,670.12平方メートル））
- 3 所有者 王子ホールディングス株式会社ほか6名
- 4 取得予定金額 12,543,333円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積 約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	0筆	0.0 ha	0.0 ha	0.00 %
持分取得する山林	27筆	642.5 ha	11.3 ha	0.06 %
合 計	27筆	642.5 ha	11.3 ha	0.06 %

↓
既取得割合（約90.85%）を加えると、90.91%

（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

※ { 筆 数：今回取得する土地の筆数
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第 136 号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜県長良川スポーツプラザに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市宇佐南 3 丁目 6 番 20 号
株式会社技研サービス
- 2 指 定 の 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第 137 号 指定管理者の指定について

[担当課：環境企画課]

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 高山市丹生川町坊方 2 1 1 9 番地 1
乗鞍国際観光株式会社
- 2 指 定 の 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第 138 号 指定管理者の指定について

[担当課：文化創造課]

ぎふ清流文化プラザに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市学園町 3 丁目 4 2 番
公益財団法人岐阜県教育文化財団
- 2 指 定 の 期 間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第 139 号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県福祉友愛アリーナに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良 2 丁目 2 番 1 号
一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
- 2 指 定 の 期 間 平成 31 年 6 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議第 140 号 当せん金付証票の発売について

[担当課：財政課]

- 1 発売総額 19,000,000,000 円以内
- 2 充当事業 市町村振興助成事業、教育文化施設整備事業、緑化推進事業、交通安全施設整備事業、地域国際化推進事業、文化行事等運営事業、高齢化少子化施策事業、地域情報化事業、芸術文化振興事業、災害対策・予防事業、地域経済活性化事業、社会貢献活動事業、環境保全・創造事業及び調査研究・人材育成事業
- 3 発売期間 平成 31 年 4 月から平成 32 年 3 月まで

議第 141 号 岐阜県水道事業の未処分利益剰余金の処分について

[担当課：水道企業課]

平成 29 年度岐阜県水道事業の未処分利益剰余金 3,433,087,841 円を次のとおり処分する。

- 1 資本金への組入れ 1,260,985,227 円
- 2 減債積立金への積立て 557,700,805 円
- 3 建設改良積立金への積立て 1,614,401,809 円

議第 1 4 2 号 岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金の処分について

[担当課：水道企業課]

平成 2 9 年度岐阜県工業用水道事業の未処分利益剰余金 4 6, 9 4 4, 6 0 9 円を次のとおり処分する。

- 1 資本金への組入れ 2 8, 8 8 5, 5 0 5 円
- 2 減債積立金への積立て 1 8, 0 5 9, 1 0 4 円